

「都市計画公園・緑地の見直しの方向性（案）」に関する パブリックコメントの結果公表について

1 意見等の募集期間 平成 28 年 12 月 1 日（木）から平成 29 年 1 月 6 日（金）まで

2 意見等の提出数 1 件・1 名

3 意見内容と意見に対する市の考え方

No.	意見内容	意見に対する市の考え方
1	<p>I 結論として 「諸磯公園は存続の方向性」と言う結論に賛成致します。</p> <p>II 意見等</p> <p>① 進め方として、未着手がありますが、その一部に諸磯区の所有土地が有る事から、諸磯区・諸磯区民・強いては三浦市民の意見等参考の上、どの様にするのが、一番良いか判断し、将来に問題等生じない様十分練って頂きたいと思えます。</p> <p>② 写真や上の道路から眺めた限りでは、(1)遊具や休憩施設の設置(2)広場の確保がなされていると思われるので、特に未着手部を工事しなくても良いのでは？と思えます。但し、避難場所等として広場が狭いという事で有れば工事も良いかと思えます。子供達は「遊びの天才」です。遊具施設が無くても、ちょっとした広場が有れば、結構楽しんで遊ぶものです。施設を設置すると設備投資・維持費も安全性等大変です。</p>	<p>見直し案は、諸磯区の利用・地権者に意見を聞きながら、神奈川県のパブリックコメントのガイドラインに沿って作成しました。今回の見直しについては、この案を基に今回のパブリックコメントにて皆様のご意見を参考にして策定作業をすすめていきたいと考えています。</p> <p>ご意見として受け止め、今後の都市公園行政にあたっての参考とさせていただきます。</p>

<p>③ 都市計画公園6か所の維持管理については、三浦市で主導して頂きたいと思いますが、全部何から何まで三浦市でやると言う事で無く、上記公園の所在地の区・又は区民とどの様に管理運営を実施するのか、意見交換等しては如何かと思ひます。区・区民の協力をお願いする様になる場合は、押し付けるのでは無く、それなりの三浦市としての支援も考える必要があるかと思ひます。</p> <p>④ 今回のパブリックコメントで、都市計画公園が有る等知りました。 (1)「都市計画公園」とはどういう公園なのか？(2)区・区民・市民等に対し情報発信？等知らない市民が沢山いると思ひます。今後、情報発信もお願いしたいと思ひます。</p> <p>⑤ 公園によっては、草が茫々の公園も見かけられる事があります。美観は勿論の事、環境衛生面でも問題が有るかな？と思ひます。日々の業務、財政面等大変かと思ひますが、市民及び観光客に「気持ち良く三浦に来て帰って頂く」様頑張りたいと思ひます。</p>	<p>ご意見として受け止め、今後の都市公園行政にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>都市計画公園は、計画的に整備を進めるため、都市計画に定めるものであり、都市計画法に基づいて定める公園の事です。市内の公園は、既に整備されたものや開発により整備されたものもあるため、必ずしも都市計画決定はしておらず、約60箇所ある市の公園のうち、6箇所を都市計画公園として定めています。今後、ホームページ等の内容の充実を図り、わかりやすい情報発信に努めるよう検討します。</p> <p>ご意見として受け止め、今後の都市公園行政にあたっての参考とさせていただきます。</p>
--	---

4 素案の修正を行った部分とその理由

修正なし

お問い合わせ

三浦市 都市環境部 都市計画課

電話 046-882-1111 内線 274

FAX 046-882-1161

電子メール toshi0101@city.miura.kanagawa.jp